

診療記録等の開示に関するご案内

当院では、患者様が疾病と診療の内容をよく理解し、患者様と医療者とが協力しながら治療を進めていくことを目的として、診療記録の開示を行っております。

診療情報は、記録全ての開示を原則としておりますが、患者様の大切な個人情報であるという観点から、開示を行う際にはいくつかの条件を定めております。

プライバシーや利益を害する恐れがある場合には、お断りすることもありますのでご了承下さい。

記

1. 開示を申し出ることができる方（申請者）は次のとおりです。

- ① 患者様本人
- ② 患者様本人の署名による委任状を持参した代理の方

2. 開示する診療記録等

2004年4月1日以降に作成されたものを対象とします。

なお、保存期限（診療終了より5年）を経過したものについては開示できません。

3. 申し込み

1階受付窓口の開示希望とお伝えください。

その際にはご本人確認のできるもの（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・健康保険証など）をお持ち下さい。

4. 開示に関する諸費用（消費税等込）

開示基本料	1件につき	2,200円
開示に伴う医師面談料	30分まで	5,500円
	30分を超える毎に	5,500円
閲覧	100枚まで毎に	110円
診療記録等コピー代	1枚につき（カラー）	33円
	1枚につき（モノクロ）	11円
画像記録の提供（CD代）	1枚につき	1,100円
要約書交付料	1件	5,500円

5. 以下の主な事由に該当する場合は開示をお受けできません。

- ① 診療情報の提供が患者様本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあるとき、また、今後の診療に支障をきたすおそれがあるとき
- ② 第三者の利益を害するおそれがあるとき
- ③ 当院が定める申込人ではないとき
- ④ 上記①～③のほか診療情報の開示を不適当とする相当な事由があるとき

< 問い合わせ先 >

札幌孝仁会記念病院 情報管理課